

指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止について

令和元年12月2日（月）

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電 話 06-6941-0351（内線 4486、4488） F A X 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099
--

大阪府は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、以下の指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止したのでお知らせします。

記

1 指定の一部の効力を停止した事業者

- (1) 法人名 有限会社コクセイ
- (2) 代表者 取締役 奥野 道子
- (3) 所在地 奈良県奈良市法華寺町1416番1

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名 ヘルパーステーション虹
- (2) 所在地 守口市佐太中町七丁目20番1号
- (3) サービス種別 訪問介護

3 指定年月日

平成27年9月1日

4 指定の効力を停止した期間及び内容

令和元年12月1日から令和二年2月29日までの間、新規利用者の受入れを停止する。

5 指定の一部の効力を停止した理由

運営基準違反（法第77条第1項第4号に該当）

サービス提供記録の作成及び整備について、平成30年8月28日の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。